平成２５年（フ）第８８号
釧路市緑ケ岡５丁目24番42号
破産者　株式会社大成ケミカル
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第９９５号
愛知県知多市八幡字小根15番地の４
破産者　有限会社イシカワサービス
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２４４号
名古屋市中区丸の内２丁目17番３号
破産者　株式会社ケイワ
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４２７号
名古屋市守山区大森５丁目610番地
破産者　有限会社木温
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３号
京都府綾部市下八田町中溝５番地
破産者　有限会社廣子園
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第２０２０号
大阪市中央区安堂寺町２丁目６番13号
破産者　株式会社本町計画
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３２４号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目１番５号
破産者　有限会社光栄実業サービス
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３９５号
大阪市平野区長吉出戸２丁目３番30号
破産者　株式会社叶薬店
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７０９号
大阪府富田林市楠風台３丁目３番６号
破産者　有限会社ジェイ・ケイ・ティー
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
岡山県和気郡和気町田原下1197番地
破産者　藤村　宏明
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８号
香川県東かがわ市川東851番地４
破産者　伴仲商事株式会社
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３６号
沖縄県浦添市伊祖３丁目９番13―202号
コーポシティ、商業登記簿上の本店所在地沖縄県浦添市伊祖２丁目28番17号
破産者　有限会社スポーツ
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１２４号
三重県津市稲葉町2386番地109
破産者　荒木　敏明
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６４号
広島県尾道市瀬戸田町福田1595番地３
破産者　株式会社ヒロキ工業
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第２１号
新潟市南区和泉192番地６
再生債務者　捧　　秀太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月７日　　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第２９８号
東京都文京区千石１―23―13―902
再生債務者　笠井　則孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第３４９号
東京都江戸川区東小岩２―10―10
再生債務者　昆野　彰雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１３号
群馬県太田市植木野町811番地15　ベルフォーレ植木野壱番館103号
再生債務者　伊澤　亜樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月８日
前橋地方裁判所太田支部民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第１４号
福岡県久留米市野中町1398番地１　エバーライフ久留米南1009号
再生債務者　蒲池　豪憲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月７日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２５年（再イ）第１４号
長崎県長崎市立岩町27番40号　ウィルモア立岩Ａ棟102
再生債務者　島田麻奈美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月８日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第１０号
福岡県うきは市吉井町宮田577番地１
再生債務者　中野　敏明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月６日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係